

令和4年度 起業支援事業



産業の振興及び活性化を目的として、独創性及び発展性をもって起業する方に補助金を交付します。

●対象

次の全ての条件を満たす方が対象になります。

- 個人事業主の場合は、起業の日に市内に住所を有している方
- 市内に事務所を設置又は設置を予定している方
- 市税を完納している方

注) 加盟小売店又は既に事業を営んでいる方は対象になりません。

注) 国・県など他の補助金を受ける場合は対象になりません。

注) 農業・医療業など一部対象にならない業種があります。

●補助

補助額：上限100万円（補助率1/2以内）

注) まにわ創業塾（真庭商工会）、プレ・インキュベーションセミナー（岡山県）、女性創業支援研修「創業塾（初級）・（中級）」（岡山県産業振興財団）、イノベーションスクール（中国銀行）を履修し、特定創業支援事業証明書を取得された方は、上限額が150万に拡大されます。

注) 対象経費は、設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費で、起業に要する経費であることが明確でない場合は対象外となります。

注) 補助金交付決定通知が届いた後に発生した必要経費が補助対象になります。

●流れ

- ① 真庭商工会等に相談し、起業のための事業計画書を作成してください。
- ② 補助金交付申請書に事業計画書及び必要書類を添えて、真庭市産業サポートセンターへ提出してください。
- ③ 審査を経た後、補助金交付決定通知が送付されます。
- ④ 事業完了後、1ヶ月以内（又は3月末のいずれかはやい日まで）に実績報告書を真庭市産業サポートセンターへ提出し、補助金の交付額が確定します。その後、請求に基づき、指定の口座へ補助金を振り込みます。

●期間

予算が終了した場合は、令和4年度の募集を終了します。

●義務

○事業完了後5年間は、次の制限があります。

- ・途中で市外へ移転する場合又は事業を中止する場合
- ・補助事業により取得した財産を処分する場合

※上記を実施する場合は、市の承認が必要になりますので、真庭市産業サポートセンターへお早めにご相談ください。

○事業実施にあたっては、通帳等により収入支出がわかるようにしてください。（原則として、領収書のみでは支出の証明となりません）

お問い合わせは、真庭市産業サポートセンターまで

TEL / 0867-42-4375 FAX / 0867-42-4337

詳しくは、ホームページまで

真庭市産業サポートセンター

検索